

佐伯市老人短期入所施設「悠久園」事業所運営管理規程

(令和6年4月1日改定 規則第30号)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双樹会（以下「本会」という。）が受託運営する指定短期入所生活介護事業所、佐伯市老人短期入所施設「悠久園」（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の事業従事者は、介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）で要介護の認定を受けた利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上必要な世話及び機能訓練等の介護サービスを提供して必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 佐伯市老人短期入所施設「悠久園」
- (2) 所在地 大分県佐伯市向島1丁目3番8号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 嘱託医師 1名
嘱託医師は、利用者の健康観察を行うと共に必要に応じて看護職員へ指示を行う。
- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、指定短期入所生活介護の利用申込みに係る調整、また利用者及びその家族の相談に応じると共に、他の従事者と協力して短期入所生活介護計画書の作成等を行う。
- (4) 看護職員 3名
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を把握すると共に、利用者が各種短期入所生活介護サービスを利用するための必要な処置を行う。また、疾病等について医療機関（担当医師）と連携をとり可能な措置を講ずる。
- (5) 介護職員 10名
介護職員は、常に利用者の心身の状況を把握し短期入所生活介護計画書に沿って、適切な短期入所生活介護サービスの提供を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止するため機能訓練、生活指導、助言等を行う。

(7) 栄養士 1名

栄養士は、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供並びに栄養管理を行う。また、栄養士に変え管理栄養士を配置できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 窓口での受付時間を午前8時から午後5時までとする。

ただし、緊急時等の連絡体制を24時間確保するものとする。

(利用定員)

第6条 1日の指定短期入所生活介護等サービスを提供する定員床数は30床とする。

(指定短期入所生活介護等の内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 指定短期入所生活介護等のサービスを提供するに際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程第13条に規程する運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護等の開始及び終了)

第8条 利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある利用者を対象に指定短期入所生活介護等を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に各種医療・福祉サービスが利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等の受領)

第9条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護等に係る指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の1割又は2割・3割の額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護等に係る指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

(1) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、理美容代、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等の利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

4 前3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 指定短期入所生活介護等の利用者は、事業所の定める期日までに、利用料を現金又は銀

行振込み又は郵便振替等により徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域等)

第10条 通常の事業の実施地域並びに送迎の実施地域は、佐伯市の区域とする。

(指定短期入所生活介護等の取扱方針)

第11条 指定短期入所生活介護等は、利用者の要支援、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症等の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

2 指定短期入所生活介護等を行うにあたっては、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。

3 短期入所生活介護従事者は、指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。身体拘束「ゼロ」を基本方針として取り組むものとする。

5 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

((介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第12条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 (介護予防)短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 (介護予防)短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に添って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護等の内容)

第13条 指定短期入所生活介護等の内容については利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、次に掲げることを介護等サービスの提供を行うものとする。

(1) 生活援助に関すること

ア 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭する。

イ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

エ 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

オ 口腔衛生の援助を行う。

(2) 食事の提供に関すること

ア 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に適温管理した食事の提供を行う。

イ 利用者の食事は、その者の自立支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行う

ように努める。

(3) 機能訓練に関すること

ア 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(4) 健康管理に関すること

ア 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

(5) 相談及び助言に関すること

ア 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) その他のサービスの提供に関すること

ア 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

イ 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(サービス提供記録の記載)

第14条 短期入所生活介護従事者は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護等についてその他必要な記録を記載するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は、指定短期入所生活介護等サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 機能訓練室を利用する際には、担当看護師若しくは訓練室受付に申し出ること。
- (3) 浴室を利用する際には、必ず担当看護師に申し出て、健康チェック及び介助の必要性のチェックを受けること。
- (4) 談話室等の部屋を利用する際は、担当職員に要件及び所要時間を申し出ること。
- (5) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策BCP)

第16条 事業の従事者は、指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

2 指定短期入所生活介護等の実施中に天災その他の災害が発生した場合、従事者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。(自然災害発生時における業務継続計画の策定 BCP)

3 指定短期入所生活介護提供中に事故が発生した場合は、直ちに家族、関係機関等と連絡をとり必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護、秘密保持)

第17条 事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従事者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないようにその対応を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、利用者からの苦情については、双樹会福祉サービス相談委員会設置規

程により、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(損害賠償)

第19条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止に関わる事項)

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発の防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底をはかる
- 2 虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備する
- 3 従業者に対し、虐待防止・身体拘束廃止のための研修を定期的実施する。

第21条

- 1 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。
- 2 事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 事務所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行うとともに、指定短期入所生活介護等の計画の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5カ年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(感染対策BCP・衛生管理等)

第22条

- 1 事業所は、感染症対策の為、感染対策委員会を設置し、感染症対策の指針にもとづき、委員会の定期的開催をおこない感染症の予防及び蔓延の防止を図る。
(感染症対策BCP作成・評価・改定)
- 2 感染症対策に関する研修を定期的実施及び感染症を想定した訓練をおこなうこととする。
- 3 事業所は、利用者が使用する備品等は常に清潔に保持するとともに定期的消毒し、衛生管理に十分留意するものとする。
- 4 事業所は、従業者に、年1回以上健康診断を受けさせるものとする。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 10月 1日より施行する。

(第20条へ、権利擁護・虐待防止の内用を追加、また21条をその他運営についての重要事項へ変更し、記録保存期間を5カ年へ)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

(第9条 3割 追加する)

この規定は、令和6年4月1日より施行する

(第20条 権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止に係る事項 変更)

(第 22 条 感染症対策・衛生管理について 追記)

(第 16 条 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 B C P 変更)